

北海道立都市公園の概要 (北海道立十勝エコロジーパーク)

1 十勝エコロジーパークの概要

(1) 事業経緯等

- ① 北海道立十勝エコロジーパークは、昭和60年の「十勝サーモンパーク懇話会」設立を契機に、平成7年7月に道立公園の適地として認められ、道立都市公園としては8番目の広域公園として整備が進められた。
- ・都市計画決定… 平成10年4月16日
 - ・事業着手 … 平成12年度～
 - ・一部供用開始（キャンプサイトなど）… 平成15年7月20日
 - ・一部供用開始（コテージゾーン）… 平成17年7月1日
 - ・全面供用開始 … 平成18年4月1日
- ② 北海道立十勝エコロジーパークは「環境の保全と育成・人と自然との共生」を整備の理念とし、豊かで多彩な自然を育成する過程を学べる公園として、環境教育や市民活動の拠点となることを目指すため、園内は生態保護・自然ふれあい・利用の区域に区分し各区域の個性に合わせた整備が行われている。

(2) 施設概要

道立十勝エコロジーパークの管理及び運營業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1	所在地	河東郡音更町
2	設置目的	広域公園
3	施設内容	
	(1) 総面積	140.9ha（うち指定管理者管理面積140.9ha）
	(2) 施設	
	ア園路及び広場	園路（橋梁含む）、芝生広場（ピクニック広場、大池の芝生広場）等
	イ修景施設	植栽、芝生、花壇、樹木、噴水、池（大池、水鳥の湿原）、インドアガーデン（ビジターセンター内）等
	ウ休養施設	四阿、ベンチ、野外卓、オートキャンプ場、フリーキャンプ場、ピクニック広場等
	エ遊戯施設	徒渉池、大型遊具（フワフワドーム、水の遊び場 霧の遊び場 等）、屋内遊具等
	オ運動施設	なし
	カ教養施設	ビジターセンター（RC造1,277㎡）、プロジェクトハウス（木造196㎡）、オリエンテーションルーム（ビジターセンター内）、土のフォーリー（RC造229㎡）等
	キ便益施設	駐車場、便所、水飲み台 等
	ク管理施設	ビジターセンター（事務室、管理室、倉庫、機械室、電気室 等） 土のフォーリー（倉庫）、プロジェクトハウス（管理室、休憩室、資料室 等）、コンポストヤード（堆肥場）、門扉、掲揚ポール、柵、標識、掲示板、照明施設、護岸、電線管路、電気設備、機械設備、給水設備、上下水道管、排水施設（暗渠、排水路 等） 等

(3) 十勝エコロジーパーク全体平面図



(4) 備品一覧
別添 1-6-1 のとおり

2 十勝エコロジーパーク利用者数実績

施設	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
公園全体(推計)	人	283,725	254,451	206,248
オートキャンプ場 入場者	人	8,013	8,712	7,633
一般	人	4,394	4,704	4,309
小学生	人	1,215	1,226	955
その他	人	1,055	1,237	964
(うち減免対象)	人	(44)	(159)	(41)
自 転 車	台	2,143	2,011	1,285
(うち減免対象)	台	(0)	(0)	(0)

(中学生含む)

3 十勝エコロジーパーク現行利用料金一覧表

◆条例上限額

別表第6 (第12条の2関係)

1 オートキャンプ場に入場する場合

区 分	利用料金の上限額
ディキャンプ 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒 及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき 1,360円
宿泊キャンプ 1 小学校の児童	1人1泊につき 1,130円
2 1以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1人1日につき 2,250円

2 オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区 分	利用料金の上限額
サイト	1サイト1日につき 760円 1サイト1泊につき 3,890円
トレーラーハウス	1棟1泊につき 24,190円
ロッジ	1棟1泊につき 40,330円
洗濯機	1回につき 760円
乾燥機	1回につき 240円

3 自転車を利用する場合

1台1時間につき 530円

◆利用料金承認額（令和3年3月3日承認）

[受託者の名称]

一般財団法人十勝エコロジーパーク財団

[利用料金の額]

ア オートキャンプ場に入場する場合

区	分	利用料金の額
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき 700円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき 600円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき 1,200円

イ オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区	分	利用料金の額	
プライベートサイト	1 サイト1泊につき	1,500円	
	閑散期 1サイト1泊につき	1,000円	
フリーテントサイト	デイキャンプ 1サイト（テント1張り） 1日につき	400円	
	宿泊キャンプ 1サイト（テント1張り） 1泊につき	1,000円	
トレーラーハウス	1棟1泊につき	15,000円	
	閑散期 1棟1泊につき	12,000円	
ロッジ	3～5人用	1棟1泊につき	15,000円
		閑散期 1棟1泊につき	12,000円
	5～7人用	1棟1泊につき	21,000円
		閑散期 1棟1泊につき	16,800円
	8～10人用	1棟1泊につき	30,000円
		閑散期 1棟1泊につき	24,000円
洗濯機	1回につき	400円	
乾燥機	1回につき	150円	

ウ 自転車を利用する場合

区	分	利用料金の額
自転車	1台1時間につき	200円

備考

- 1 プライベートサイトの閑散期とは、10月1日から10月31日までとする。
- 2 トレーラーハウス及びロッジの閑散期とは、4月1日から4月28日まで及び11月1日から11月30日までとする。
- 3 上表アにかかわらず、小学生、中学生及び高校生が10名以上の団体でオートキャンプ場（フリーサイトに限る）に宿泊する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区	分	利用料金の額
宿泊キャンプ	1 小学生の児童	1人1泊につき 0円
	2 中学生の生徒及び高等学校の生徒	1人1泊につき 600円
	3 1及び2の引率者	1人1泊につき 600円

- 4 上記アに関わらず、オートキャンプ場に2連泊以上する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区	分	利用料金の額
宿泊キャンプ	1 小学生の児童	0円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く）	0円
	3 小学生の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒の引率者	0円

利用料金収入の減免基準及び運用

北海道立十勝エコロジーパーク管理規則（平成25年2月1日改正）

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第6の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。）を免除することができることとする。
- ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。 ※

※「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

<視点>

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもの
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

<参考>

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」（平成17年10月3日付け管財第875号（総務部管財課長）通知）（抜粋）

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

4 十勝エコロジーパーク利用料金収入実績及び見込み

施設	単位	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込み)
オートキャンプ場	円	17,107,600	17,783,200	13,829,800	18,946,700
プライベートサイト	円	3,109,900	3,498,200	3,519,100	3,828,400
フリーテントサイト	円	2,152,000	2,437,400	2,727,600	2,308,600
デイキャンプ	円	60,500	28,900	31,400	9,000
コテージ・ トレーラーハウス	円	11,732,600	11,765,300	7,522,800	12,725,400
洗濯機	円	40,000	43,200	17,200	50,400
乾燥機	円	12,600	10,200	11,700	24,900
自転車	円	428,600	402,200	257,000	418,600

5 管理運営経費等の推移

(1) 管理運営経費の推移

(千円、人)

		H30年度 (決算)	H31年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (予算)	主な内訳・数量
受益者 負担	利用料金	17,536	18,185	14,086	19,365	
	その他					
道負担	負担金	39,565	39,859	43,893	39,984	
	修繕費	65,991	37,858	73,236	40,000	
管理 運営費	人件費	25,566	27,589	28,929	28,908	
	維持管理費	9,414	10,209	8,660	9,007	
	光熱水費	8,449	8,283	6,917	7,973	
	修繕費	965	1,926	1,743	1,034	
	その他	22,037	20,331	20,982	21,434	その他管理運営に係る経費
職員 体制	常勤	20	23	24	24	
	非常勤・臨時職員	1	10	0	0	

(2) 資産の状況

(千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用 (内訳等)
土地	161,170	112,609	
建物	899,940	430,551	ビジターセンター
	32,104	16,509	土のフォーリー
	38,690	38,690	フワフワドームトイレ
その他 建物・工作物等		607,991	ロッジ、トイレ、フワフワドーム他

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額 (千円)	備考
H30年度	指定管理者	自動ドア装置等	965	
	道	園路、トイレ等	65,991	道が発注
H31年度	指定管理者	芝刈機等	1,926	
	道	休憩施設等	37,858	道が発注
R2年度	指定管理者	トイレ電気温水器等	1,743	
	道	トイレ、休憩施設等	73,236	道が発注
R3年度 (見込み)	指定管理者	施設設備機械等	1,034	
	道	園路、サイン等	40,000	道が発注

6 実施事業の概要

1 指定管理業務

- (1) 施設の維持管理 (芝草管理、警備・清掃・施設設備保守点検・修繕業務、遊具点検等)
- (2) 有料施設の利用承認、受付・案内業務
オートキャンプ場の利用承認、貸自転車
- (3) 施設の利用促進 (広告、宣伝等PR)
地元関係市町村、学校等への営業活動、パンフレット配布

2 【参考】現指定管理者の自主企画事業 (上記指定管理業務に含まない独自事業)

- ・自然観察会 等

7 都市公園法第5条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕都市公園法第5条関係

設置を許可した 公園施設	数 量	許可使用料	許可期間	許可の相手先
自動販売機	9台：7.24m ²	3,474円	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
自動販売機	1台：1.13m ²	542円	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
食堂 のぼり立て	1棟：17.70m ² 4本：0.36m ²	8,624円	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
ガチャ機	0.63m ²	302円	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
総合案内看板	1件：12.96m ²	免除	～R9年3月31日	音更町長
受信アンテナほか	1件：18.81m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
案内標識(フットパス)	1基：1.30m ²	免除	～R10年3月31日	音更町長
案内標識(フットパス)	2基：4.90m ²	免除	～R8年3月31日	音更町長
案内標識(サイクリング& ドライブマップ)	1基：1.80m ²	免除	～R10年3月31日	音更町長
監視カメラ	1件：21.94m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
ゴミ集積所	1棟：8.70m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
バーベキュー施設屋根	1件：60.50m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
休憩施設	1棟：22.83m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団
ガレージ	1棟：30.26m ²	免除	～R4年3月31日	(一財)十勝エコロジーパーク財団